

## 平成 29 年第 12 回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 平成 29 年 12 月 1 日（金曜日） 15 時 02 分～ 17 時 37 分

場 所： 佐伯市役所 6 階 第 2 委員会室

出席農業委員： 1 番 山田 定男 3 番 市川 一清 4 番 簗戸 猪文 5 番 狩生 哲廣  
7 番 茅田 寿志 8 番 田嶋 義生 9 番 高島 千恵美 10 番 御手洗 大悟  
11 番 小野 隆壽 12 番 吉良 勝彦 13 番 工藤 雄一 14 番 谷川 享宏  
15 番 塩月 吉伸 16 番 河野 周一 17 番 三又 勝弘

出席農地利用最適化推進委員：佐伯 1 区 波戸崎 孝 佐伯 5 区 清水 秀人 弥生 1 区 大石 太士  
弥生 3 区 藤原 安政 本匠 1 区 川野 源治 宇目 1 区 岡田 安代 宇目 2 区 矢野 弥平  
直川 2 区 橋迫 新五 蒲江 2 区 津田 幸喜

欠席農業委員： 2 番 小野 美智子 6 番 黒岩 眞由美

事務局：事務局長 天野 仁 局長補佐兼総括主幹 金田 誠 副主幹 染矢 公博  
副主幹 田中 眞二 事務員 井上 眞吾

農 林 課： 総括主幹 下川 秀文 総括主幹 橋 公展 事務員 児玉 眞輝

### 議事日程

- 第 1 欠席委員の報告
- 第 2 議事録署名委員の指名
- 第 3 農地案件の件数ならびに面積総括表について
- 第 4 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農林課）  
②農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農林課）  
③非農地証明願について  
④佐伯市営堆肥工場の設立に関する要望書（案）について

### 報告及び連絡事項

- ①農地利用意向調査について
- ②平成 29 年度大分県農業委員会研修大会について
- ③農地利用の最適化に係る委員紹介のチラシ（基本形）について
- ④その他

事務局長：皆さんこんにちは。それでは、定刻 3 時を過ぎましたので、第 12 回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は、2 番小野美智子委員。農業委員 17 名中、本日の会議の出席者は 16 名です。よって農業委員会規則第 6 条により会議が成立したことを報告いたします。また、先月の大分県知事許可案件につきましては、11 月 30 日付けで 7 件許可となっていますので報告いたします。それでは山田会長挨拶をお願いします。

会 長：（あいさつ）

9 番委員：（研修会参加報告）

議 長：それでは事務局の方お願いいたします。

事務局長：すみません、ちょっと訂正をいたします。農業委員さん 16 名参加ということになっておりますが、黒岩委員がまだ来ておりませんので、連絡がまだあっておりませんので来るとは思いますが、このまま続けさせていただきたいと思っております。すみません、お休みするということで本日の出席者は 15 名となります。それでは農業委員会会議規則第 4 条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長：それでは議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名したいと思います。12 番吉良委員さん、13 番工藤委員さんをお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは事務局からの議案説明をお願いいたします。

事務局長：それでは、議案書の 2 ページをお開きください。提案いたします。農地法第 3 条、件数 5 件、面積田 4,746 m<sup>2</sup>、面積畑 2,479 m<sup>2</sup>、面積計 7,225 m<sup>2</sup>。次に農地法第 4 条、3 件、面積田 1,575 m<sup>2</sup>、畑ありません。面積計 1,575 m<sup>2</sup>。次に農地法第 5 条、件数 2 件、面積田 357 m<sup>2</sup>、畑 331 m<sup>2</sup>、面積計 688 m<sup>2</sup>。合計、件数 10 件、面積田 6,678 m<sup>2</sup>、畑 2,810 m<sup>2</sup>、面積計 9,488 m<sup>2</sup>です。以上提案いたします。

議 長：それでは、ただいまより第 35 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局説明をお願いいたします。

事 務 局：3 条の 1 から説明させていただきます。管内図をお配りしておりますので場所等はそちらで御確認いただきたいと思います。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は、農業振興地域内の農地となっております。譲受人は世帯の所有農地で、栗、野菜、あとスライドに映しております申請地の左側がシイタケのほだ場となっております。広いほだ場でシイタケも耕作しております。取得後の農地につきましては、こちらと一緒にほだ場を立ててシイタケを栽培するというで聞いております。農機具につきましても、耕作に必要な農機具を全て所有しております。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま 3 条の 1 番についての説明が終わりました。これより審議に入りたいと思っております。挙手を持って質疑、意見を受け付けたいと思っておりますので、どなたかございませんか。はい、どう

ぞ。

15 番委員：電柱の左側に防風林が見えますよね、あの中がほだ場ですか。

事務局：はい。

15 番委員：じゃあ、右に〇〇〇〇の方にほだ場が来るということは、赤い右のラインの電柱に向けてああいうふうに防風林みたいなのが出来るのかな。そうすると、もしそれが出来るならば、右の方の土地に影が及ぼすということはないんですか。今現在でもありますよね、かなり影が。そのところどうなっているんですか。

事務局：ほだ場自体の図面等はいただいている訳ではないので、ラインぎりぎりかどうかというところまでは確認はできておりませんが。

議長：よろしいですか。他にございませんか。ないようですので、それでは1番についての承認される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)承認多数ということで、許可いたしたいというふうに思います。続きまして、2番の説明をお願いいたします。

事務局：3条の2について説明させていただきます。筆数が多いのでスライドの枚数も多いですがよろしくをお願いいたします。今回の申請は、売買による所有権の移転です。農地につきましては、いずれも農業振興地域内の農地となっております。譲受人は、自己所有地で米と野菜類を現在耕作しております。農機具につきましても、耕作に必要な農機具を保有しております。取得後につきましては、米と野菜類を耕作するというで伺っております。スライドの一番最後になります2941の1です。⑧番は実際米を耕作しているような状況にはなっております。10号線沿いの所もかなり藪になっておる所がありますけれども、こちら開墾をするということで聞いております。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長：3条の2番について、ただいま説明がございました。2番について、どなたか意見がございましたらお願いします。ございませんか。ないようですので、2番について承認される方の挙手を求めたいと思います。(挙手多数)承認多数ということで許可したいというふうに思います。続きまして3番についての説明を事務局をお願いいたします。

事務局：3条の3番について説明いたします。今回、申請地が直川の下直見となっておりますが、属人主義ということで、譲受人が本匠在住の方でありますので、今回河野委員に現地担当ということで、現地確認をお願いしました。売買による所有権の移転でございます。農地につきましては、農業振興地域内の農用地となっております。譲受人は、自己所有農地で米と野菜類を耕作しております。農機具につきましても、耕作に必要な農機具は保有しております。取得後の農地につきましては、スライドを見ておわかりだと思いますが、既に米を耕作している田となっておりますので引き続き米を耕作するというであります。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま3条の3番の説明がございました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいた

します。（ありません、の声あり）ないとの返事ですので、それでは3番についての承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）承認多数ということで許可したいというふうに思います。続きまして4番の説明をお願いいたします。

事務局：3条の4について説明いたします。売買による所有権の移転です。農地につきましては、農業振興地域内の農用地になっております。譲受人は、現在所有農地で野菜類、イモ類、シキミを耕作しているとのこと。農機具につきましても、耕作に必要な農機具は全て保有しております。スライドを見ていただくと、奥はもともと畜舎とかになっています。現在使われておりません。今回申請地はその手前の平地2筆になっております。取得の農地につきましては、野菜類、イモ類、シキミを耕作するというで伺っております。担当推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま3条の4番についての説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。推進委員さんをつなげて、今写真で見える豚舎も今度購入される方の持ち物ということで、今豚は飼っておりません。結構古びて壊れるような状態になってますので少しずつ解体してはどうですかという意見を言うてもらうようには推進委員さんの方に申し出てございます。どなたか意見ございませんか。それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで許可したいというふうに思います。続きまして5番の説明をお願いいたします。

事務局：3条の5について説明いたします。売買による所有権の移転です。申請農地は、ゼンリンを見ていただくとわかりますけども、譲受人の自宅の裏一帯の農地になっております。現地を確認に行った時には、既に草刈等したこういう状態で整備されておりました。譲受人は自己所有農地で柑橘類を耕作しております。農機具につきましても、農業経営に必要な農機具は保有しております。取得の農地につきましては、柑橘類を植えて耕作していくということでございます。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま3条の5番についての説明が終わりました。これについて質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ございませんか。ないようですので、5番について承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）挙手多数ということで許可したいというふうに思います。ただいま1番から5番の3条申請がございました5件については、佐伯市農業委員会として許可したいというふうに思います。続きまして、第36号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事務局：4条の1と2が隣接した地域で、両方とも農地造成ということで、一括して説明をさせていただきたいと思います。ゼンリンを見ていただければ分かりますが、隣接した農地どうしになっております。農地造成用地として、利用する計画ということでいただいております。4の2と4の1が一帯の事業になっております。土砂につきましては、ゼンリンの用地の右側に川、水路がありますけれど、そちらに入った土砂等を入れるような形、現地は緊急を要するため少し入れた状況になっておりますので、今途中で工事を止めてもらっておりますが、2件とも始末書を添付していただいて申請ということであげていただいております。安定勾配で盛土を行う

ため、周辺農地への影響はございません。農地としては生産性の低い第2種農地の畑です。埋める前の状態がスライドに映っておりますが、萱が生えた状態と一緒のような状況となっております。土を入れることによって農地としては良くなるのではないかと思います。造成後につきましては、2筆とも果樹類、柿や栗を植えて耕作していきたいとのことです。申請は以上です。4の1と2一括でお願いいたします。

議 長：ただいま4条の1と2の説明がございました。これについて担当推進委員の藤原委員、何か補足はありますか。

事務局：問題ない旨の意見書はいただいております。すみません。

議 長：そこまで言ってください。今説明があったのが急を要する台風18号の件でございます。やむを得ないかなというふうな現地確認を行いました。ただいま事務局からの説明がございましたけれど。

事務局：すみません。スライドですが、〇〇〇〇の〇という字の隣に小屋がございます。これは、もともと井戸があった所で、前は手こぎポンプでしたが、今回自動的に汲み上げるポンプ小屋として設置されている場所となっておりますので、補足です。

議 長：補足の補足になりますけども、その井戸が、子どもさんが飛び込んだら危ないというんで、今セメントの筒をつけてその上に蓋を被せるような状態にはしています。どなたか4条の1と2についての質疑、意見等ございましたらお願いいたします。ないですか。それでは、これより4条の1と2について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）承認多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして、4条の3番についての説明をお願いいたします。

事務局：4条の3について説明いたします。今回、一般住宅用地として利用する計画です。昭和54年に住宅を建築した際に申請地の部分だけ農地のまま残ったと、ただ、住宅敷き、庭として整備したということで、今回始末書を添付しての申請となっております。農地につきましては都市計画区域内の第3種農地の畑となっております。スライドを見ていただければ分かると思いますが庭木とか、遠景で全体が分かるのが取りづらかったので、こういう状況の写真となっております。工事は行いませんので現状のままということで、特に苦情等もないということで伺っております。推進委員さんからも問題ない旨の意見書をいただいております。よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま4条の3番についての事務局からの説明がございました。どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いします。ないようですので、ただいまから4条の3番についての承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）承認多数ということで、承認したいというふうに思います。続きまして、農地法第37号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局お願いいたします。

事務局：5条の1番について説明させていただきます。今回の転用は、食肉処理場施設用地及びその駐

車場用地として申請が上がっております。食肉処理、ジビエ類の加工ということで伺っております。こちらが平成 29 年度佐伯がんばる里浦地域活力向上事業ということで、直川産のイノシシ、シカの熟成肉ブランド化による地域経済活性化事業を行うために整備するということで、市と県からの補助の対象事業ということで伺っております。農地につきましては、公共投資の対象となっていない第 2 種農地の田となっております。周辺農地はございませんので被害はないと思われまます。排水は浄化槽を設置して排水路を通じて岩井戸水路へ放流します。そちらの水利管理組合から放流につきましても問題ないということで意見書をいただいております。担当の推進委員さんからも問題ない旨の意見書を添付いただいております。よろしく願いいたします。

議 長：ただいま 5 条の 1 番についての説明が終わりました。どなたか質疑、意見等ございましたらお願いいたします。それではないようですので、5 条の 1 番について、承認される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいというふうに思います。続きまして 5 条の 2 番について事務局説明をお願いいたします。

事務局：5 条の 2 について説明させていただきます。一般住宅用地として利用する計画となっております。前回の農業委員会で一旦取り下げになった案件ではあります。その時点で市道認定の関係で建築許可が下りないということでしたが、今回、市道を整備して建築許可が下りる状態となったということで、申請に至っております。農地につきましては、都市計画区域内の第 3 種農地の畑となっております。排水につきましては、合併浄化槽を設置して道路側溝へ放流ということになっております。水利権は特にございません。スライドを見ていただいたら分かると思います。担当の推進委員さんにつきましては、ちょっと状況として問題があるということで意見書はいただいております。と言うのが、前回農業委員会に掛ける段階ではまだ農地の状態は残しておりましたが、転用者の親族の方が、造成を先にしてしまったということで、こういう状況になっております。スライドのこれが昨日、担当推進委員さん、農業委員さん A 班の皆さんで見に行っていた時の状態になっております。このままではちょっと、さすがに農業委員会としても許可出せないということで、土地を整備していた方に石等を退ける様ということで整備していただいた結果がスライドの 1 番と 2 番の状態になっております。今朝、朝一番に山田会長と事務局と確認に行きました。担当の清水委員の方にも、時間が空いた時に確認に行っていていただいています。一応この状況を踏まえて、転用者の親族の方に現地に来ていただきまして、これ以上あたってくるなど言うことをその場で指導はしております。県の担当につきましても、この状態であれば、農地造成を先にしたということで、始末書を添付して申請してもらおうようにということで、今回またそういう形で始末書を付けて追加して申請ということになっています。農地の場所としては、問題ないということなんですが、状態がこういうことということで、御審議よろしく願いいたします。

議 長：ただいま 5 条の 2 番についての説明がございました。この件については、3 班ですか、3 つの班が現地を見ているはずでございます。どなたか意見等ございましたらよろしく願いしたいというふうに思います。はい、どうぞ。

7 番委員：1 班で昨日現地を見に行ったんですけども、こういう状態なら良かったんですけども、庭石も玄関になる所に立派な石を立てて、たぶん石積みするので石を持ってきたと思うんですけど、あ

れから昨日連絡したんですか。

事務局：すぐです。連絡をしまして、もうその日のうちに石を退けてくださいということで、そしたら夕方に電話がありまして、石はとりあえず退けましたので、今日の朝一番で現地の確認をお願いしますということで、先程説明したように山田会長と清水委員と現地に行った状態でございます。

7番委員：今こういう状況になっとるん。

事務局：はい。

7番委員：それなら問題ないかと思います。始末書だけ添付していただければ。

議長：他にございませんか。この件については、今日今審議案件として上がってきているんですよ、そういう中で、これに手を掛けたというのは、まだ全くOKを出してない状態なんですよ。そういうことがこれから先、過去は多分にこういう状態が発生しておりました。ただ、今からこういう状態を発生させないためにも、今ここにずっと石を運んで来た地権者に、あと承認が下りる1か月何もできないですよ、お願いしますと度々この現地確認に行きますからよろしくお願いしますという旨まで伝えて帰りました。一応OKを貰ってますので何とぞ皆さんの審議をよろしくお願ひしたいというふうに思います。他にございませんか。はい、どうぞ。

13番委員：農業委員の工藤ですけど、最初の申請の時には何もそういう話はなかったんですか、取り下げると言った時には。その途中でこんなにやっとなる訳ですよ。それがそのまま、はい始末書でいいんですという段取りでいいんだろうかと思えますけども。

事務局：取り下げの段階では、特に市道の方が問題があって建築確認が下りないということでした。状況としては、スライドの奥、ちょっと木の生えたあれは畑なんです。本当に畑の状態で、土地の状況はそういう状況だったです。だからその時点で全く手を入れるとかいう話も当然聞いておりませんし、当然農地法の許可が出るまでは建築に係る工事は一切だめですよという旨も言っておりました。

13番委員：言っとったんですね。

事務局：伝えてはありました。どちらかというとな転用者の方というよりは、その親族の方が先急いでやったというような状況です。急いでどうかしてやりたいという思いからということでは聞いてはおります。それであっても、とりあえず許可は出てないからということで、先程会長が言ったように指導は改めてしてきた次第であります。

13番委員：知っとなってやったということですね。指導しとったのにやった。

議長：またそれが難しいんですよ、ここの地権者というのは、その人の娘さんに当たるんですよ。こういう状態を作ったのは親御さんなんです。だもんだから、言った本人とここをあたった本

人が違うもんだから、ちょっとややこしくなりました。今回の審査については、あつた人について嚴重指導してまいりました。そういうことでございます。皆さんが3班とも現地の確認をしてくるんですけどもその時は今の一番手前のこういう更地の状態でした。先程、事務局の方から説明があったように、ちょっと嵩上げしています。だからそれについての始末書を今回出させていただきました。これを全てああいう状態ですというのも置場もございませんし、これであれば何とか農地性は認められるのかなというふうな判断をいたしました。

事務局：県からもその旨は了解はいただいております。農地性というよりも、本当に土を入れてしまったから始末書を付けてくださいということで指導しました。

14番委員：14番谷川ですけど、これを何というか始末書を提出させてから許可しよったら皆許可せなならんごとなる。私は反対です。

事務局：とりあえず昨日私達も行つた時に重機を動かしたもんですから、さすがに一回やめさせて、その後、午後からA班の方、委員さん達に回っていただいて更に指導ということで、私達見に行く時に事務局と県の担当も行っております。その時点で造成した本人さんも居りましたのでその旨は注意した上での今回の流れにはなっております。現状復帰しようと思つたら奥の畑の状態まで戻す必要が出てくるんですけど、そこまではさすがにここまでやってしまうと、ちょっと厳しいのかなということで、県の担当の方としても、致し方ないのかなということでの今回の経緯になっております。

議長：はい、どうぞ。

15番委員：これをなし崩しに許してこういうやり方をやっていると次から次にうちはこうよ、こうよで、人の口には戸を立てられませんよね。そういうのがバツと広がったら、こういう案件が次から次にやって農地が無くなってしまいますよ。まして、住宅適用地、住宅を建てるということは、農業にもいいということですから、日当たりも良し、水の便が良し、排水が良し、要はそういう立地条件が宅地と農地は比例するんです、適用的に。あまりにもやったもん勝ちのことを許していると、どうしようもなくなりますよ。前日も24日も市議会の方と、今日も傍聴に見えられておりますけども、そういう中でやっぱり、方向性はいかに佐伯の農地を保護していくか、後継者をいかに作っていくか、そういう論点だけで協議したやないですか。で、その矢先にこういう案件をどんどん許していたらどうなるのかなという思いがあります。ただ始末書を書けばそれでいいのかな。じゃあ俺もここは農地でなかなか許可が下りん所を先にこういう行為をやっちゃって、しょうがない始末書書くか、これで通つた。そうやって、やりたい放題になってくるわな、そこどころ事務方としてどういうふうを考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけど。難しいとこですけど。

事務局：塩月委員が言われたように、確かに状況を見ると農地としても環境としてもそんなに悪くないというのは分かる、ただ、農地の種別としては、都市計画区域内の第3種農地ということなので、優良農地、農振農用地とか一種農地とかという指定になってない農地になっています。実際に集落内の中にあるとなつておりますので、当然農地を守ることではおっしゃる通りだと思います。現に隣の奥の農地は先日3条で移動した農地になっています。そこは耕作をす



るということになっておりますので、スライドの反対側奥は実際に資材置場で転用許可が出た所にはなっております。その隣がちょっと狭いですけど農地を挟んで宅地、そこからがもともとの集落ということでの地域にはなっております。当然農地を守るというのが前提で法律というのもございますので、もちろんそれをふまえて皆さんには審議をしていただく必要があるのかなと思います。もちろん事務局担当としてもありますけども、審議の場ではそこは言えないところがございまして、委員さん達の審議ということでお願いしたいと思います。

議 長：私が今日行って地権者のお父さんに当たる人には、先程手短にこういう状態ですよという報告を皆さんにしたんです。本当、塩月委員の言うとおりで。これを許したら、逆にいえば農業委員さんいらんよと言うのと同じ状態になり得る訳です。ただそれも私はここまで、今日審議する状態まできた中で、その人に何を言うたかという、こういう状態であれば、我々農業委員さんも本当いらんよと、市民の顔になるように私達も一所懸命努力してますから、何とか今回はこういう状態まで持ってきたというのをあと1か月、ずっと3か月間あたってきているわけです。この1か月許可が下りるまで、一切手を出すなとそこまで厳しく指導してきていますので、今回のこの案件については何とか皆さんの理解を得たいというふうに思っています。私の意見です。

13番委員：始末書という添付ですが、今まで始末書が全然効力がないと私もずっと聞いてるんですけども、昔の今からどうにもならん分だから始末書という格好でやっとするんだがこれは始末書で済む話と全然違うんですよ。申請途中で知って、親だとかというのは無関係な話でそういう時期にやっとしてそれを始末書で、全く意味のない始末書で済ませるといのは全然問題外ですよ。今まで付いている始末書は意味もないけど、ただ過去のものだから何か処理せないけんから始末書を付けてやっとするだけの話でそれでもおかしいんですけどね、意味がないから。でも、そういうことでいくとなっているんですけども、今回についてはですよ、始末書というのは全く意味のないものじゃないですか。しかも、どうにかなる時期においての全く意味のない始末書を付けて処理というのはやっぱり問題あると思います。もうちょっと何かペナルティがないと始末書というだけでは問題があると思います。

議 長：はい、どうぞ。

7番委員：麥田です。1回目の申請は、農地としては適用して市道の幅がなかったので建築許可が下りないということで取り下げた状況で、1回目から農地として不適格な状況ではなかった。今回話を聞くとお父さんが早まって造成の準備をしたという状況で私も昨日見に行ったんですけども、あの状態ではこれはだめだと、又申請をやり直してもらおうというような現地での話で、急遽昨日の2時か3時から今日の。

事務局：前がこういう状況でした。

7番委員：今日の状況は。ある程度は努力したのかなとは思っています。これを農地として認めるのか認めないのかで判断すればいいのかなと思います。

13番委員：これ戻したのはいつ。

事務局：石の状態を見てもらっていいですか。昨日行った状態がこれで、いつからやり始めたのかなあという話になると一昨日という話だったんです。

13番委員：元に戻してから初めて申請をし直さないかん話なんで、そういうことなんよ。申請出来なかった。

議長：ちょっと事務局、申請した時の写真をスライドで出して。これなんですよ、申請した時は。

事務局：この段階では道幅が狭いという状態でありました。

13番委員：それで1回取り下げたんでしょ。次に申請した時は。

15番委員：今、これがその時の現在じゃないですか。次の申請の時の現在は。

事務局：2回目というか、実際に11月もこの状態です。

議長：埋めてない。これ本当に11月で建築許可が下りなかった時、その時に取り下げをしたんです。それから殆どあたってなかったんです。ほぼこの数日間の間をやっているもんだから、我々も現地確認で相当頭を抱えました。

13番委員：もう一回申請をし直したら良いんじゃないかなあ。

議長：はい、どうぞ。

10番委員：10番の御手洗です。私も1班で昨日現地に行ったんですけど、ちょっとこの3か月ぐらいの経緯があると思うので、皆さん承知していると思うんですけど、工藤委員の言うように、ちょっと知ってて若干悪質な感じがするのはします。するんですけど、ただ、ここまでやっという許可しないというのは、自業自得やないかと言われればそれはそうかもしれないですけど、それもその個人的な意見としてはどうかという気持ちもしています。さっきも言ったように別のペナルティとか考えられない、例えば、申し開きをちょっとしてもらうとか、もっと激しくすればここに呼ぶとかそんなのもあるかも知れないですけど、文書で始末書ではちょっとあれだというのであれば本人の言葉で経緯の説明と申し開きを提出して、1か月遅れるかもしれないですけど、それでいいよということになれば、1か月遅れるというのは悪いんですかねえ。この場で一応結審しといてその後でペナルティとして何か課すとかそういう方法は落とし所として、この場で皆さんが賛同できないと言うのであれば落とし所を探すしかないかなと思います。

議長：本人説明が出来る場があるかな。1月5日やなするとしたら。

事務局：本来であれば、今日この場にというところが本筋かなと思いますけど。

7 番委員：委員の多田です。結局ここで説明しても要は始末書みたいな感じと一緒にするんで、工藤委員が言ってたように、ここで認めるか、もう一回今朝の状態で道路もクリアしてるし、これで農地として認めればもう一回申請し直して次回でOKを出すという方法もあるんじゃないですか。

議 長：ちょっと悩みどころはあるんですけども、皆さんの意見が全てですので、どういうふうにするかここで検討してもらえれば良いのかなというふうに思います。

10 番委員：私の個人の意見としては、ここで一応許可しておいて、本人には許可はしたけど、皆さん非常に納得はしていないということで、例えば次の総会の時に申し開きの文書なり何なりを書いてもらうとか皆さんが望むのであればここまで来てもらうとかいうのをするぐらいで良いのではないかなと思います。やっぱり一か月遅れると大分本人も困ると思うので、そこは、私は地権者の人に同情する気持ちがあります。

議 長：申し開きの場を作っていくというような意見が出ましたけれども、ここで決を取ってようございますか。決を取って終わってここで 10 分間休憩したいと思います。どうですか。はい、どうぞ。

佐伯 5 区推進委員：担当委員の清水です。本当の気持ちは、農業委員の方からもう一回見てもらいたい。これで農地と言えるのか、工事現場です。それから決めていいんじゃない。いろいろ言いたいんですけども言いません。

議 長：なかなか話がまとまらないようでございますので、ここで先に休憩を取りましょう。もう一回皆さん心新たにこの問題について取組んでいきたいというふうに思います。良いですかね。それでは休憩したいというふうに思います。

(50 分間休憩)

議 長：再開いたします。それでは 5 条の 2 番について、審議をしたいというふうに思います。一時保留して農地性を持たせた状態で確認してそれからやるということで、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

13 番委員：途中ですということ。

議 長：皆さんに来る人来ない人が出てくると思いますので、文書化にもしたいと思います。

13 番委員：途中で審議をするということ。

議 長：一時保留して現地確認してOKが出れば審議をやります。それについて賛同される方の挙手を求めたいというふうに思います。(挙手多数)賛成多数ということで 5 条の 2 については、その方向で進めたいというふうに思います。それでは 5 条は大変時間がかかりましたけれども、4 条 3 件、それから 5 条の 2 件については多数の意見を付け県に進達したいというふうに思い

ます。その中の5条の2については、また現場確認を行った後の進達なるかと思えます。それでは、その他の農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。農林課より説明をお願いいたします。

農林課：みなさんこんにちは、農林課の児玉です。よろしくお願ひいたします。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成いたしましたので審議をお願いいたします。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は26件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）の表紙をめくっていただきまして一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間3年、1筆、685㎡、契約期間5年、19筆、21,061㎡、契約期間10年、6筆、3,719㎡、これらを合計すると26筆で25,465㎡となっています。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載していますので御確認をお願いいたします。利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程農用地利用配分計画（案）の方で説明がございます。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程よろしくお願ひいたします。

議長：ただいま農林課の方より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これについて質疑、意見等ございましたら、はい、どうぞ。

12番委員：12番の吉良です。利用権設定についてちょっと御質問します。利用権設定を毎月お願ひしますと農林課から言われているんですが、私の認識では借主と貸主の一種の契約だと思います。そういうふうには認識しております。それに市の方は多少補助的に、補助的という言葉がちょっと当たらんかもしれないけどそういうふうには認識しております。ただ、今危惧しておるのが利用権設定について佐伯市が発行している様式、これについて時代とともに内容はおろか、そのものすら分かってない農地所有者がおるんじゃないかという気もしております。先般私がお世話した利用権設定の不安があり内容を付け加えた経緯がございます。それで利用権、耕作放棄地の解消の一部ですが解決しました。これはですね、耕作放棄地の解消は佐伯市の農業指針目的に該当する一つの作業だと思います。しかし、最近は紹介者、農業委員として将来のトラブルを避けるために、内容は改定といいますか、見直しの所が必要かなというように思っております。昔と違って異業種、新規農業者が増えて返却するという時にトラブルの原因になれば当然農業員会、市も含めて問題に巻き込まれる恐れが考えられます。そういう心配もあって貸主の方も貸し渋りを行っておるというようなことがあるんじゃないかと思っております。現に私が扱った案件でそういうのがありました。そういう意味で今後利用権設定について、もう少し説明、内容を含めて御検討をお願いしたいというお願ひです。

議長：ありがとうございます。いいかな。

農林課：この件につきまして、やはり吉良委員の言われるように不安があると言う方も少なくありません。そこで私達も、より不安が少なくなるよう、また理解しやすい内容に改定していけるように検討させていただきたいと思ひます。

農 林 課：農林課の総括をしております橘です。今、児玉が言ったとおり、皆さん数々の不安がある、不安もまた人それぞれいろんな状況があると思いますので、また利用権設定お力添えいただいている皆さんの意見を聞きながら、又近隣市町村の共通事項等も参考にしながら、出来るだけ不安がないように、形に改善していきたいと思います。ただ、どうしても全部が網羅できない時につきましては、別紙の形をとって個々の不安を解消するような努力をさせていただきたいと思っておりますので、耕作放棄地は吉良委員が言ったように佐伯市の大きな課題であります。それをなるだけ解消していくためにも皆さんのお力添えが必要ですので、そういったことについては、善処していきたいと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

議 長：ありがとうございます。良いですね、農業委員さん、推進委員さん。農用地利用集積計画とは別に別紙にいろんな事項書いて提出してくださいということです。内容についても検討し、良い状態のものに作っていくというような状態になっています。農用地利用集積計画（案）については他にないですか。なかったら農用地利用配分計画（案）に移りたいと思います。よろしく願います。

農 林 課：皆さんこんにちは。佐伯市農林課水田畜産係の下川です。よろしく願いいたします。皆様のお手元に配布をしております資料、農用地利用配分計画（案）に沿って説明をさせていただきたいと思いますが、説明の前に資料の訂正を1つお願いをしたいと思っております。1枚めくったページの集計表をご覧くださいと思います。契約期間の3行目になりますが、7年11ヶ月となっておりますが、申し訳ありませんがこれが9年6ヶ月に訂正をお願いしたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。それでは説明の方に入らせていただきたいと思います。1ページ目の集計表でございます。今月の案件につきましては、平成30年2月1日開始分となります。契約期間5年の田、19筆、面積21,061㎡。契約期間7年9ヶ月の田、4筆、面積13,993㎡、これにつきましては、平成27年11月から契約をして耕作しておりますが、受け手の方から健康に不安があったため、耕作面積を減らしたいということで申し出がありましたので、1度解約しまして、新たな担い手と契約をするものです。このため契約期間につきましては前借受者からの残りの期間ということで7年9ヶ月ということになっています。次に契約期間9年6ヶ月の田、4筆、面積3,086㎡についてであります。こちらにつきましても平成29年8月から契約をしまして耕作しておりましたが、受け手の方から堤防内側の草刈り等がなくて負担が大きすぎるというようなことがございまして、一度解約をしたいと申し出がございまして、新たな担い手と契約をするものでございます。このため契約期間につきましては、前借受者からの残りの期間ということで9年6ヶ月となっております。今月の合計は、27筆、38,140㎡となっております。ということで、先程説明をしました集積計画とは2筆ずれが生じるということになっております。詳細につきましては、2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載しました農用地貸付調書を添付しておりますので御確認いただきたいと思います。簡単ですが以上で説明は終わりますので審議の程よろしく願いいたします。

事 務 局：よろしいでしょうか。担当の推進委員さんから意見書ということでいただいております。概ね問題ありませんという意見もございしますが、矢野弥平委員から人数の減少により農業用水路の管理が難しくなるということで、その辺気をつけていただきたいということと、岡田委員の方から契約の時に区長さんとか高齢者の方と契約する場合、第三者の方を交えての契約とか手続き等願いますという意見がございします。塩見園地区で他の田を借りて欲しいという意向が

あるということで、それも踏まえ話をお願いしますという意見書が出ております。

議 長：農林課よろしいですか。

農 林 課：はい。

議 長：皆さんの方から質疑、意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

宇目 2 区推進委員：宇目 2 区の矢野と言います。先程の文書でもお願いしたんですけど、今うちの地区の者が〇〇〇〇という方が借りているんですけども水路の問題というのがありまして、今まで 10 人で 1 本の水路を管理していた。そうすると今から段々、こういう人達を作るのはいいんですけど、自分は水路をする時期というのが決まった時期があるので、水路の清掃に出られないということが多いらしいですよ。その件について、私ももう一人の〇〇君という人がたくさん作っているのだから、あんたはちゃんと水路の管理を皆とできるかと聞いたら、いや体が足らんけでせんわと、そういうことでは私はせんわと、そういうことでは困るので文書に書いてるので、その点についての指導を、ここに地域と調整済みというのがあるんですけど、本当に地域と調整しているのだろうか、今まで 10 人で水路をしよったのが 3 人のところが 1 人になるんやから人手が少なくなりますよね、あと方法はどうするか知りませんよ、いろいろあると思いますけど、その点についても十分残っている人達も逆に言うと負担が掛かっちゃうわけですよ。その所はまた良き指導をしていただければ幸いと思っておりますのでお願いします。

農 林 課：以上いろいろと要望の方いただきました。確かに水路につきましては、担い手の方にどんどん集約をされるということになりますと、やはりする方が限られてくるという問題はあるかと思えます。一つは今各々の地区におきまして、人・農地プランというのを今作っておるんですけども、その中で一つは集落の皆さんも一緒に協力をしながら手伝えるところは手伝っていただきながら担い手の方を下支えをするということも必要だろうと思えますので、先程言った集落の中での同意が取れているかということですが、あくまで担い手としては是非この方にしていただきたいということで地域の中で話し合いの上で調整をしていると、細かくいくとやはり水路とか草刈りとかそういうところも出てくると思いますが、今後はそういうのもやはり集落の中で一緒にお互い協力しながら話し合いをしながら良い方向に進めていただければというふうに思っております。市としましても、出来る限り今後も集落の中に入って行きながら、それぞれの集落の課題とか要望とかいうのは承っていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長：付け加えて、指導の方もお願いしますという話でしたのでよろしく申し上げます。他にございませんか。なかったら、農用地利用配分計画（案）について、賛成される方の挙手を求めたいと思えます。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいというふうに思えます。それでは、その他の④非農地証明願いについてを議題といたしたいと思えます。

事 務 局：こんにちは。私の方から非農地証明願いについて説明をさせていただきたいというふうに思えます。本委員会は 4 件の案件が出ておりますので、順次説明をしたいというふうに思えます。非農地証明願いの 1 番でございます。この案件については、記載のとおり佐伯市蒲江大字丸市

尾浦字平尾〇〇〇〇番地と〇〇〇〇番〇の2筆でございます。本件の調査については、既に11月20日に担当区の津田推進委員さんと私どもで実施をしたところでございます。図面の方も添付しておりますけれども、申請書の場所についてですが、丸市尾浦の大分バスのバス停から山側に向け進みまして途中丸市尾に梅南寺というお寺がありますが、その前を通りまして以下図面の中にも出てますとおり東九州自動車道の高架の下を通り左方向に進むこと約1km程度行った所の左手が現地でございます。スクリーンの方を見ていただきたいんですけども、隣接地が杉山で既に宮崎の業者の方が切っておりますので、現地の状況はその部分の雑木もあるのでなかなか分かりづらいかと思いますが、自然林が生い茂り完全に森林の状況でございます。耕作時の石積み等も既に決壊してその用は全くなしてないというのが状況でございます。また、水路等の痕跡は確認ができないというような状況でございました。よって申請地は農地への復元が不可能な状況にあるというふうに判断できようかと思っております。また、本申請人でございますけれども、相続登記を行ったのが昭和61年でございますけれどもそれ以前より千葉県の方に居住されておまして、当時より今日まで農業従事の経緯はないということでございます。以上のことから非農地証明書発行基準要領の第4項目、森林の様相を呈しているなど農地に復元するために物理的な条件の整備が著しく困難と、こういった土地に該当しようかと思っております。よって、委員の皆さんの慎重審議をお願いしたいというふうに思います。

議 長：非農地証明願の1番についての説明が今終わりました。山林化、農地性がないということでございました。皆さんの意見、質疑を求めたいと思っております。(異議なし、の声あり)ありがとうございます。1番については非農地証明願いのおり承認したいというふうに思います。続いて2番をお願いします。

事 務 局：引き続き非農地証明願い2番の説明をさせていただきます。ここは、皆さんにお配りの図面ではっきり場所等も分かるかと思っておりますけど、佐伯市中の島1丁目〇〇〇〇番地〇でございます。現地については、和楽裏の中川沿いにカラオケハウスボーカスポットがあるんですけどもそこから120mぐらい進みまして右折をし、進むこと約100m地点です。その右手が現地でございます。ちょうど現地の生け垣の外からが今スクリーンに映し出されておる状況でございます。本申請地でございますけれども、〇〇〇〇番地〇を含めまして都合5筆で1筆の宅地を形成している所でございます。そもそも本申請地については、昭和34年2月でございますが、許可番号の726号で転用許可を出して現在に至っておるのが状況でございます。許可後については、住宅敷地の一部として今日まで活用を図ってきた所でございますけれども、居住者の方が高齢であるといったことから、ここ数年庭の手入れを怠っているということでございます。今スクリーンに映しだされておる状況は中の方から申請地を映し出しております。申請人さんも今後についてもこの申請地については、一考を成す住宅敷地の一部として利用するというところでございます。よって本申請地でございますけれども、発行基準の2に、法第5条の第1項に規定する許可を受け、農地転用の許可申請書に記載をした目的どおりの転用された土地、こういった案件に該当しようかというふうに事務局は捉えております。よって、委員の皆さん方には慎重審議のうえ、御承認をお願いしたいと思います。

議 長：非農地願い2番についての説明がございました。どなたか意見、質疑等ありましたらお願いします。

7番委員：説明の中のいろいろ証明とかいうのは分からないんですけども、住宅地の一等地の中に農地として残ったのを非農地で申請という、要は現状は宅地になるんですよね。非農地にする理由と  
いうのか。

事務局：今説明をしたんですけども、再度もう一度御説明をしたいんですが、ここの土地については、先程も言いましたように5筆で1筆の宅地を形成している土地である。この土地が既に昭和34年2月に佐伯市農業委員会の方が許可番号726号で転用許可を出した土地なんです。本来であれば転用許可を出しておるので、申請人の方はいち早く宅地への地目変更をすべきだというふうに思うんですけども、5条で転用許可を出しておいて所有権の移転登記はしたんですけども、何らかの勘違いでしょう、例えば名義を変えたということで地目変更を怠って今日に至ったというのが現状です。よって、私どもとすれば、方法論の一つとして許可済証明というふうな方法もあろうかと思いますが、案件そのものが昭和34年といったことから改めて今回非農地証明願を出していただいて、非農地証明の許可を出したいというふうに考え、今皆さん方の御承認を求めているところでございます。

議長：分かりました。

7番委員：分かりにくいけどねえ。

議長：これ、4条の2番で出た案件じゃないですか。

事務局：違います。隣の土地です。

議長：今度宅地にしてしまいますよと。今までこれ全然忘れていた状態。昭和34年に本当は宅地にしなければいかんやつをしてなかったと、そして今回気がついて宅地にしますよという状態になろうかと思えます。はい、非農地証明願2について承認を得たいと思えます。賛成される方の挙手をお願いします。（挙手多数）ありがとうございます。非農地証明願2については、許可したいというふうに思えます。続いてお願いします。

事務局：それでは3番です。この案件についても11月24日に今日は見えてませんが担当区の白田推進委員さんと事務局2人で現地確認を実施をしました。場所については、記載のとおり佐伯市上浦大字津井浦字柳奥〇〇番地でございます。津井の大きな集落から津久見方面に向かいましてトンネル2本目の手前の左側が現地でございます。申請地の筆の形状等々については、皆さん方のお手元の図面の方を見ていただきたいと思います。申請地は平成4年以前に柑橘等の栽培の経緯があったということでございますが、平成4年以降については、一切栽培管理の経緯がなく、徐々に森林化をして現在に至ったということでございます。現場の状況等については、今白田委員さんが立たれているスクリーンに映し出されておるとおりでございます。よって本案件についても蒲江の案件と同じく今後において農地として復元することが極めて困難ではなかろうかというふうに判断をしているところでございます。よって、発行基準要領の第4にあります、森林の様相を呈しているなど、要するに農地として復元することが物理的な条件の整備が非常に困難な場合といったことに該当する土地であろうというふうに思っております。よって、委員の皆さんには慎重審議のうえ是非御承認をいただきたいというふうに思い



ます。

議 長：ただいま非農地証明願 3 についての説明がございました。質疑、意見等求めたいと思いますが、  
ございませんか。ありがとうございます。非農地証明願 3 については許可したいというふうに  
思います。4 についての説明をお願いいたします。

事 務 局：4 について説明をします。4 の申請地については蒲江の丸市尾浦でございまして、宇日野浦〇  
〇〇番地でございます。調査については、11 月 20 日に津田委員さんと事務局の方で実施を  
しました。申請地の場所は市役所から向かいまして丸市尾浦の集落を過ぎ、600m 程行くと右  
手に、図面の方にはっきり載っているのによく分かりますかと思いますが、名護屋機工という会  
社があります。その工場の駐車場の横が隣接地の現地でございます。現地の状況については、  
スクリーンに映し出されておるとおりで、自然林が密集して完全に山林化の状況でございます。  
資料の方には平成 5 年 3 月が転用の時期というふうに書いておりますけれども、平成 5 年 3 月当  
時までは蒲江の方をお願いをして土地の管理をしていただいていたことから平成 5  
年 3 月といった形で申請書には記載をしておるんですけども、本人さんによく状況を伺えば申  
請人の方は昭和 35 年に相続をされたと、その相続時点については、既に尼崎の方に住まれて  
おってそれ以後について現地の耕作の経緯はないということでございます。今後についても、  
既に高齢であるので帰郷の意思もなく耕作の意思は持っていないということでございます。推  
進委員と現地を調査する上で、この土地についても農地に復元するか極めて困難ではなかろう  
かというふうに思っております。よって、発行基準の 4 でありますが、森林の様相を呈して、  
農地に復元することが、条件の整備が極めて困難な場合ということに、これも同じように該当  
される土地ではなかろうかというふうに考えております。是非御承認方をお願いしたいという  
ふうに思います。

議 長：今、非農地証明願 4 についての説明がございました。どなたか。はい。

13 番委員：工藤ですけども、良いんですけども、この写真から見て、森林、山林化しているというのが良  
く分かりますんですけどね。木を切ったからいいという、木はこっち手前でしょう。手前に赤い  
筋がある、こっちにあるように見えるんですけども。

議 長：事務局いいですか。

事 務 局：はい。すみません。説明が十分でなかったかというふうに思いますが、この 4 で赤の図面で〇  
〇〇〇が今回の申請地でございます。写真を撮った方向というのは、〇〇〇〇を横に見られて  
左の方向から右を見たといった形で写真を撮っています。〇〇〇〇と隣接の土地についてはは  
っきりしておりまして、今スクリーンに映し出されて赤の線があるかと思うんです。赤の線  
から向こう側、奥側が〇〇〇〇で、その手前について機工さんの方が駐車場のすぐ上だからと  
いうことで切って現地を管理しておりますので、きれいな土地になってます。それから、申請  
地についてはあくまで密集地がある赤の線から向こうということでございます。

議 長：ゼンリンの地図の中で、推進委員さんの立ち位置、それから写真の撮った方向を記載されてお  
ればもっと分かり易いかなというふうに思いますので、付いとるんか。分かりました。写真

撮りの方向は付いてますけど、推進委員さんが居ればそこを黒字か何かにしとってくれば、もっと分かりやすいのかなというふうに思います。他にございませんか。なければ非農地願4についての賛同する方の承認を得たいと思います。(挙手多数) はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可したいというふうに思います。続きまして、佐伯市営堆肥工場の設立に関する要望書(案)ということで。

事務局：市営の堆肥工場の設立に関する要望書ということで、この件につきましては、前回農業委員さんがお集まりいただいた時に原案を見せて一応農業委員会に諮ることについて良いだろうということで、1回お配りしている案件でもありますので、趣旨は、佐伯市にも次のページにありますように、臼杵市の野津地区にある、ここに事例紹介されてますが、こういった堆肥工場を佐伯市にも作っていただきたいという趣旨でございます。ちょっと次の会の時間もありますので、読み上げませんし、また1月5日の総会で農地利用最適化推進委員さんも含めて全員での会がございますので、その場でまた詳しく読んで説明したいとは思っておりますが、提案は皆さんで読んでいただきたいと思います。

議長：要望書を提出する中で皆さんの承認を得たいというふうに思いますが、これ出してよろしいですか。(はい、という声あり) はい、ありがとうございます。推進委員さんを含めた中では事後説明になりますけれども、要望書については先に走っていきたいというふうに思います。それでは、報告及び連絡事項の方に移りたいと思います。事務局よろしいですか。

事務局：では1番、農地利用意向調査の現状について、御説明させていただきます。簡単に説明させていただきます。お手元にお配りしております、遊休農地の利用意向調査について(お願い)という文書を8月から9月にかけての調査を受けまして、今回、今年度対象の遊休農地の対象者の方にお送りしております文書を綴じて皆さんの前に出しております。1枚目両面刷りで通知書と裏が返信用封筒です。2枚目が説明について、次か3枚目チラシということでお送りしております。件数が690件に発送しております。内市外が98件でございました。筆数に関しては、1036筆、今年度の対象となっております。

事務局：会長、追加で説明をさせていただきたいと思います。この農地利用意向調査にも絡む件でございますが、先月来、農地利用最適化推進委員の方から農地の集積、集約、農地等の利用の件でございますけど、それに取組みたいというお問い合わせが数件ありました。未だ佐伯市農業委員会としてどういった取り組みをするかということが決まっていないので、ちょっとしばらくお待ちいただけないですかということをお伝えしている状況でございますが、今日はまだ提案ということではございませんが、お手元の方に農地の集積、集約に係る活動の方針(案)ということで、佐伯市農業委員会として、こういった形で取り組んだらどうだろうかということでお配りしております。正式に諮るのは1月5日の推進委員さんと農業委員さんが集まった中で議決を採りたいと思っておりますが、29年度については、若干、今意向調査の件数等発表されましたので、少しでもお話ししていきたいと思っております。まだ案の段階ではございますが、29年度は、ここの一番上にありますように、農地利用意向調査を郵送により実施し、期限が来年の1月末日までの回答の期限にしておりますが、その回答のない者の中から、推進委員さんの地区ごとに概ね5人を選んで29年度は試行的に各農家等の方を訪問して回答を求めていきたいというふうに考えております。その訪問する際に、推進委員さんの担当地区に農業委員さ

んが誰とタッグを組むかということも、ここに別紙担当委員一覧表と書いていますが、今日は皆さんにお配りしておりません。1月の総会でお示ししたいと思っておりますが、29年度は残り少ないこともありまして、概ね5件を各地区ごとで農業委員さんと推進委員さんで訪問して農地の利用の意向を諮りたいというふうに考えております。30年度につきましては、ここに書いておりますが、農業委員会事務局の方で資料を早急に用意して、国、県の方針は全戸訪問しようという方針がございますので、1年では無理だと思いますけど、少しずつでも資料が用意できたら皆さんで農家を訪問していただきたいという方針を来月1月5日の総会でお諮りしたいというふうに思っております。

議 長：今、農地集積、集約に係る方針がありましたけれども、分らんなどというような方いらっしゃいませんか。このチラシの中を読んでいただいて1月5日の総会の中で詳しく説明いたしますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。なければ次にいきたいと思ひます。平成29年度大分県農業委員会研修大会についてを議題といたします。

事 務 局：お手元の方に、半分のサイズの紙の出欠報告書も含めて1枚なりの大会の開催についてということで、お配りしておりますが、例年開かれております、大分県農業会議主催の研修大会が、来年の1月18日、別府市のビーコンプラザで開催されます。出席の該当者は農業委員さんと推進委員さん、44名全員が対象でございます。弁当等の関係もあってですね、出欠をとりまとめなければなりませんので、来年の1月5日の総会までに、この用紙でも結構ですし、電話でも結構ですけど、出欠について事務局の方にお知らせいただきたいと思っております。

議 長：1月18日の研修大会については、農業委員さん、推進委員さん、多くの参加をお願ひしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。続きまして、3番の説明をお願ひいたします。

事 務 局：報告事項の(3)の農地利用の最適化に係る委員紹介のチラシ(基本形)についてということで、先月ある推進委員さんの方から個別に全戸に、農業者の方の家にチラシを入れたいんだと、自分が推進委員になったということを知りたいんだということで、案を作って持ってきていただきました。先程も言いましたように、佐伯市農業委員会としてどう取り組むかということが方針が決まってないので、ちょっとしばらくお待ちいただきたいということで、お待ちしていただいております。今、お手元にお配りしております、農地所有者の皆様へ(基本形)と案ということでお示ししております。ちょっと中身の説明は1月5日に説明しますが、今日は省かせていただきますが、希望の方がございましたら、これは義務ではございません。自分がその担当地区、農業委員さんであったら自分が思う所に配りたいという希望がございましたら、この基本形を基に私と農業委員さん、推進委員さんと話をして中身も変えていくことも可能でございます。これについては、氏名と連絡先等を書くような基本形になっておりますが、電話番号は入れて欲しくないとかですね、そういった希望にも答えて、委員さんが納得するチラシを作って、その部数をこちらの方で印刷したいと思っておりますので、御希望の委員さんがございましたら事務局の方まで問い合わせ願ひたいと思ひます。

議 長：分かりましたか。地区別セミナーの中で、全戸回りなさいよ、名刺、チラシを作りなさいよという説明があったかと思ひます。その時にはまだいろんな方向性も決まってない中で、出てきたので、今回皆さんが各生産者を回る中で、こういうチラシを作ったらどうだろうかと思ひます。

局の方にたたき台を作っていただきました。皆さんと話しながらその内容は変えていきたいというふうな状況ですのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。これで終わりますけど、その他もう一つ、はい、どうぞ。

13 番委員：先日の市議会議員さんとの懇談会の中でちょっと気になったことがあるんで、議員さんの方から、どここの案件で、誰かが反対したからできなかつた、というふうな意見が出ました。で、これはちょっとその時に事務局の方からも会長の方からも何もなかつたんですけども、いろんな案件の決定は、個人の意見で決まったのではなくて、委員会、総会で決まったことなんで、誰だれが反対したからできなかつたというような、ことの流れというのは、非常に変な感じがするんですよ。時々そういう話を聞きます。その時は、いろんな意見はあります。でも最終的には委員会で決まったんだということを、補いというか、あつて良かったんではないかと思つてます。

事務局長：今、工藤委員さんが言うように個人名を出したことはありません。何年もあそこは2年から3年ぐらい、非農地証明を出すのに掛かつております。それで、決着は付いたんですが、農業委員さんの個人名を出したりということは事務局は一切しておりませんのでそこら辺は御勘弁ください。

13 番委員：個人名を出すというのではなくて、誰だれが反対する人があつたから、決まつてないという、個人がしたから決まつてないと言うのではなくて、そういう意見もあつたかもしれないですけど、最終的には委員会で決定した事項なんでしょ。要するに決まつたことはね。だからそういう場合は、誰だれさんが反対したから決まらなかつたんじゃないかと、それは農業委員会の意思で決定したんですよというフォローが必要だつたんじゃないかなと思つた。

議 長：そうだと思います。全てが佐伯市農業委員さんの決めごとですので、佐伯市農業委員の決定事項として今後は取り扱つていきたいというふうに思います。はい、どうぞ。

12 番委員：委員の吉良です。先日の懇談会について、若干それに触れるんですけど、議員の先生方は傍聴いいですかということで、本日4名の議員の方に御出席いただきました。私がお礼という訳じゃないけど、失礼なことだけありがとうございます。今日いろいろなことで時間がちょっと下がりましたので、言いたいこともかなりあるんですけども、掻い摘んでちょっと私の、せつかく来ていただいたので、今、書き出しました。いろいろと私個人的には要望があります。でも、委員会の承認を得てないので、あまり出すのは差し控えさせていただきます。せつかくの機会ですので、議員さん、推進委員さん、委員の方も、私が勉強した範囲内で参考にしていただいて、今後のしていただければということで若干話をさせてください。鹿児島、佐賀、宮崎の農業視察、私個人的には結構行ってきました。鹿児島の場合は、非常に川がありません。それで、皆パイプラインで配管しています。その管理は、市の職員がしています。それから佐賀の場合も、パイプラインの配管は市の職員、ポンプ小屋とかですね、そういう市の職員さんも含めて委託されてるような所が主にしておるようです。佐伯は地域性に難しい面があつて、そういうパイプラインまで応援してくれというのは難しい面もあるかも知れませんが、鹿児島と佐賀はそういう状況です。それから宮崎に行くと100ha、200haの1つの農業法人があつて、佐伯市は全部行つても太刀打ちできるような状況ではありません。それで佐伯市はどうすんの

と、私なりにいろいろと思うんですけど、まだ良い知恵なんかありません。一つだけ宮崎に行ってお土産を買って帰りました。漬物は全部宮崎産です。佐伯で買うとマルミヤに行くと中国産です。こういう所は少し考えるべきかなということを書いて帰りました。ただもう一本先は、私の同級生が漬物で別府で一代、代を築いております。その組が宮崎の方に資本を出しています。おまえ、まだ儲けるなあと言ったら状況は変わってますよと、今の子どもは漬物を食べませんと。だから消費は減っていますと。ただ一時的に生産して良いかとか、そういうグローバル的なことを取り入れていかないと、さあ良いからと言って飛びついたら農協の餌食になるだけじゃないかと私は危惧しているということです。ですから、そういうのを含めて議員さん、漁協も含めて商売人も含めて、何か交流の場をして、もう少し1本の線ができないかなあというのが私の思いです。あまり長くなってもちょっと失礼ですので、この場で控えますけど、どうか参考に、会長も含めて、そういうふうな何かできないかなあというのが私の思いです。以上、先生方今日はありがとうございます。

議長：ちょっと耳の痛い所もございました。水関係とか、宮崎のそういうものは、宮崎産、地産地消で作っているとかいうのも今後取り入れていかないと、そういうふうに思います。今、佐伯が取組んでいるのをちょっと1つ紹介しますと、ごま出しうどん、これ、うどんとかごま出しのやつ、今度最後にごま出し、ごま、これは全部輸入産が6割、7割を占めています。何とか佐伯産でやれんかなということで、少しずつ補助金を出して、全て物を佐伯産でやれるような状態に今活動しています。一つずつですけども、そういう取り組みをしていきたいなと思ってますし、議員さんの方もいろんな農業施策に関していろいろ知恵を借らないかんところもあります、力添えを貰わないかんところもございますので、極力繋げていきたいなというふうに思います。それとですね、最後になりましたけど、先程の5条の2の件なんですけれども、まず視察、とにかく農業委員全員で行きましょう。それをいつでもいいですか。はい。そして現地確認をして、その後帰ってその場でやって終わりにしましょう。5条の2について。日時については、私の方と事務局で一任貰えますか。（はい、の声あり）ありがとうございます。それでは事務局マイクをお返しします。

事務局長：それでは、白熱した議論大変ありがとうございました。ちょっと時間も下がりましたが、この後がありますので、この辺で締めたいと思います。次の開催日は1月5日金曜日、午後2時から市役所6階の大会議室で、今度は農業委員さんと推進委員さん全員参加の会議になりますのでよろしく願いいたします。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17番委員：これをもちまして、第12回佐伯市農業委員会を終了いたします。本日は、ちょっと頭を悩ませるような議題もありましたが、皆さん慎重審議の程本当にありがとうございました。それから吉良さんも言われましたけど、議員さんわざわざ傍聴に来ていただきましてありがとうございます。常にお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

(17時37分閉会)